

第3期群馬県国民健康保険運営方針 新旧対照表

見直し前	見直し後	備考欄
<p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第6章 医療費の適正化の取組</p> <p>第1節～第8節 (略)</p> <p>第7章 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第9章 その他安定的な財政運営及び効率的な事業運営のために必要な連絡調整等</p> <p>第1節 連携会議の開催</p> <p>本運営方針に基づき、国民健康保険制度を安定的に運営していくためには、県、市町村及び国保連合会の相互連携が重要であり、関係者の意見交換や連絡調整を行うため、引き続き「群馬県市町村国民健康保険連携会議」を開催する。</p> <p>第2節 (略)</p>	<p>第1節～第6節 (略)</p> <p>第6章 医療費の適正化の取組</p> <p>第1節～第8節 (略)</p> <p>第7章 市町村事務の広域的及び効率的な運営の推進</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第8章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第9章 その他安定的な財政運営及び効率的な事業運営のために必要な連絡調整等</p> <p>第1節 連携会議の開催</p> <p>本運営方針に基づき、国民健康保険制度を安定的に運営していくためには、県、市町村及び国保連合会の相互連携が重要であり、関係者の意見交換や連絡調整を行うため、引き続き群馬県市町村国民健康保険連携会議を開催する。</p> <p>第2節 (略)</p>	<p>(変更)</p>